

改正

令和 6 年 7 月 8 日 告示第139号

印西市国際化推進懇談会設置要綱

(設置)

第 1 条 印西市国際化推進方針に基づき、市の国際化を推進するに当たり、市民の意見等を反映させながら取り組んでいくため、印西市国際化推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、国際化の推進に関する事項について、意見交換を行う。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 国際交流活動にかかわる者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選出された市民
- (4) 市内在住の外国人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、会議に際し必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 8 日 告示第139号）

この告示は、公示の日から施行する。